

(整理番号 2005)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 2 年 7 月 28 日 14 時 00 分 ~ 15 時 00 分 ホテル信濃路 3 階 飯縄		
出席状況	公益代表委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 運営問題小委員会委員長報告について 2 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 3 関係労使からの意見の聴取について 4 令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について (伝達) 5 その他		
議事録			
<p>大日方賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会、令和 2 年度第 2 回総会を開催いたします。</p> <p>定足数、審議会成立報告でございますが、本日の出席委員は、委員 15 名中 14 名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、3 分の 2 以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>それではこれからの審議につきまして、岩崎会長、よろしく願いいたします。</p> <p>岩崎会長</p> <p>本日は荒天候の中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、本日の議題は、1、運営問題小委員会委員長報告について、2、特定最低賃金検討小委員会委員長報告について、3、関係労使からの意見聴取について、4、令和 2 年度地域別最低賃金改定の目安について (伝達)、5、その他を予定しております。</p>			

それでは、本日の議事録署名人を指名いたします。労働者代表委員は財津委員、使用者代表委員は井出委員にお願いいたします。

さて審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、公開が原則とされております。本日は、公開により率直な意見交換などに支障があるとは認められないので、只今から公開といたします。

なお、事務局で、本日開催の14日前に公開の公示をしましたところ、6件の傍聴の申し込みがありましたので報告いたします。

それでは議題第1の「運営問題小委員会委員長報告について」に入ります。では、運営問題小委員会の委員長であります倉崎委員から報告をお願いいたします。

○倉崎委員

資料 No. 2 に、会長宛て委員長報告の写しがございますのでご覧ください。事務局で朗読願います。

○藤川指導官

< 資料番号 No. 2「令和2年7月20日付け運営問題小委員会委員長報告(写)」を朗読 >

倉崎委員

私から若干補足いたします。ポイントは、記以下のところで、長野県地域最低賃金の発効は10月1日を目途に審議することとし、今年は新型コロナウイルスの感染拡大の問題がありますので、従来実地視察という方法によって行っていた労使からの意見聴取を、本年度は意見陳述という方式によって行うということです。

また、特定最低賃金の関係ですが、発効については、「原則」を入れることによって、進行として従前の進行スケジュールを尊重しますが、例えば審議の状況を見て、より充実した審議を行うために必要な場合には、必ずしも前年までの進行スケジュールに拘泥せずに、柔軟に対応できるようにしたことです。主に計量器とはん用の審議に関係してくるものと思いますが、スケジュールについて柔軟に対応するために「原則、従来どおり」としたところがポイントになります。

岩崎会長

只今の運営問題小委員会委員長報告につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら願います。

< 「特になし」の声あり >

岩崎会長

特にご意見がなければ、委員長報告に従って、令和2年度の審議の運営を行うこととします。

岩崎会長

次に、議題2「特定最低賃金検討小委員会委員長報告について」に入ります。では、特定最低賃金検討小委員会の委員長であります倉崎委員から報告をお願いいたします。

倉崎委員

資料 No. 3 に会長宛て委員長報告の写しがございますのでご覧ください。事務局で朗読願います。

藤川賃金指導官

< 資料番号3「令和2年7月20日付け特定最低賃金検討小委員会委員長報告(写)」を朗読 >

倉崎委員

こちらの委員会の報告につきましては、従来どおりでございます。過日の委員会において、従来どおりの方法で本年度の適用使用者、適用労働者が承認されたことのご報告になります。

岩崎会長

只今の特定最低賃金検討小委員会委員長報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

< 「特になし」の声あり >

岩崎会長

特にご意見がないということですので、委員長報告のとおりとしてよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

岩崎会長

では、委員長報告のとおりといたします。

倉崎委員

ありがとうございます。

岩崎会長

次に議題3「関係労使からの意見聴取について」に入ります。事務局から説明願います。

大日方賃金室長

最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項の規定により、7月2日から7月27日までの期間、関係労使からの意見聴取の公示を行いました。この間、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

次に、第1回総会においてご承認いただきました実地視察に代わる関係労使からの意見聴取につきまして、本日、長野県A・コープ労働組合から柳原様と、長野県タクシー協会から滝川様、2名の方にお越しいただき、意見陳述していただく予定でございます。

意見陳述の時間につきましては、質疑を含めて、陳述人1人につき10分程度とお伝えしております。また、資料No.4及び説明資料No.5に意見陳述いただく資料を配布してございます。

岩崎会長

それでは、これから意見陳述人より意見聴取を始めたいと思います。

まず、労働者側としまして、長野県A・コープ労働組合の柳原一樹様から意見陳述をお願いいたします。

柳原書記長（長野県A・コープ労働組合）

皆さん、こんにちは。長野県A・コープ労働組合の書記長をやっております柳原と言います。

本日は、こういった場でお話しする機会も少ないので緊張もしておりますけれども、当社の現状と現在コロナの関係でかなり業務が厳しくなっている面など意見陳述させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に資料があると思いますが、全て読みますと時間がかかりかかってしまいますので、ポイントを掻い摘んでお話しをさせていただきます。

まず、第1に「長野県最低賃金の改定決定に係る意見の主旨」についてです。当社長野県A・コープで働くスタッフの8割近くをパートが占めております。正社員が248名、パートが777名で、圧倒的多数のパートで成り立っている企業と言えます。皆さんも買い物に行かれることが多いと思いますけれども、レジの方、商品を品出しされている方、パートの方がほとんどでございます。正社員のスタッフというのは、各店舗の中でも10名に満たないような状況で運営しております。

現在848円と決められた最低賃金の中で一生懸命働いていただいておりますが、働いた対価が十分であるとはなかなか実感を得られないのが現状です。これは、消費税が上がりましたし、コロナ対策もありますので、業務がかなり増えているといった中で、業務に対しての対価が十分であるとの実感が湧かないという

のが正直なところなのです。

私ども、コロナ対策としまして、1時間おきにレジのかごを拭いたり、カートを拭いたり、皆さんが触るようなショーケースといったところの消毒もしたり、今までになかった業務がかなり増えております。正直申し上げますと、パートはかなり疲弊しておりますし、もう辞めたいと言っている方もかなり多いのです。接客をされている以上、コロナにかかるリスクがすごく高い、そんなところで働いていて大丈夫なのか、会社に行くのを辞めてくれ、そう言われることも多いと思います。私どもの企業は、食を皆さんにお届けする企業ですので、止めるわけにはいかないし、閉めるわけにもいきません。閉めたところで、あの店ではコロナが出たのではないかといった風評が立つこともあります。私ども長野県 A・コープとしましても、そういった対策をしておりますが、同じグループチェーンで A・コープ鹿児島というところがあります。こちらは長野とお付き合いがとてもあるところですが、一時報道でもありましたが、クラスターが発生し、A・コープ鹿児島の従業員の方も感染してしまった。1店舗で5名が感染し、その店舗が14日間休業しました。その後再開したけれども、前年対比で6割に満たない売上がずっと続いているそうです。

現状でいきますと、業務も増えて、今までにないことを経験しながらやっている中、やはり848円では十分ではないのではないかと感じております。

次に、第2の「生計費の状況について」です。長野県は車社会でありますので、やはり車での移動が多いです。パートさんたちも車で出勤される方が多いです。やはり車を維持するとなると、なかなか費用もかさみます。

物価もかなり高くなってきています。私どものスーパーの中でも、1点単価、お客様のお買い上げ単価といったものが年々上がっています。これは、わざと A・コープが高く売っているわけではなく、入ってくる商品の物価が年々上がっているということです。ちょうど天候のお話も先ほどありましたが、今は雨がすごく降っています。これで長野県の野菜もかなり打撃を受けていますので野菜も高騰します。これは報道で盛んにされていますけれども、やはり天候が関与することもありますので、なかなか安定した価格で販売ができていないということも事実です。

そういった中で、生活費の中ではやはり食費が主を占めると思います。今の状態ですと、まだ食費を切り詰めるといった状態ではないですが、これから先景気が悪くなれば、間違いなく最初に財布の紐を固くするのは食費です。これは、私も何十年も仕事をさせてもらっていますので経験しておりますが、間違いなく食費を削って他のものはあまり削らない、これは絶対に変わらないと思います。やはり、普段の暮らしを変えるというのはなかなか難しいことですので、絞れるところとなると食費を絞ると思います。ただ、生きて行く上では食べていかななくては生活できませんので、食費や物価が上がってしまうとなると、今の最低賃金で生活していくことは厳しいのかと思います。特に若い世代です。子どももいて、子どもにもいっぱい食べさせたい、でも物価が上がっていると

なると、なかなか今の仕事では生活の支えにならない。だから、辞めてほかの業種に行かれる方がすごく多いです。私どものこういう小売業は、人材の出入りが激しいところではありますが、ここへ来てコロナの関係で、かなりまた出入りが激しくなっています。新しい方が来て頭数が増えればいいというわけではなくて、やはり熟練されて何年かやられて経験を積んだ方でないと、業務というのはうまく回っていきません。ですから、人手が足りないといって募集をかけて、人が来た、よかったよかったというわけにはなかなかいきません。来ていただいた方を長く引き止めて、長く仕事をしてもらおうというのが、私ども A・コープにとっては大事なことだと思って、どういう風につなが止めればいいのか、そういったところを考えながら仕事をしています。

次に、第3の「賃金について」です。25歳でサービス業、これは記入漏れがあり労働組合に加入された方のことですが、月給が23万円、社員でも厳しい状況で働いているのが現状です。

次に、第4の「長野県最低賃金の改正決定について、考慮すべき要素について」です。何が言いたいかということですが、考慮すべきこととして、 から にまとめています。やはり介護をされている方も多いですし、パートの比率も当社は多いわけですがけれども、そのパートの中でも、やはり60歳以上の方がかなり多い。年齢層の高い方が多い。自分の親を介護しながら働きに来ていただいているパートも多いのです。こういうところで長時間の労働もできないので、短時間で午前中ですとか、早朝3時間だけやるといった働き方が増えてきています。ただ、事業体としては、私ども A・コープは朝9時から夜8時まで営業しています。こうなりますと、午前中に多くのスタッフがいても、夕方や夜は人が少ない、こういった事例がかなり多いので、なるべく長く時間をかけて働いていただける方を募集しています。しかし、なかなかその希望に沿って入ってくる方もおりませんので、やはり来てくれた方を少しでも長く当社にとめておく必要が出てきます。

それから、考慮すべきことの です。まだ若い会社ではあるのですが、若年層がなかなか育ちません。やはり会社から出て行ってしまう方が多いのです。私はもう42歳になりますけれども、僕らよりも下の世代、30代、20代の方で、腰を据えて働いてくれる方が本当に少ないです。毎年新入社員も入りますが、やはり1人辞め、2人辞めという現状にあります。どうしても東京や他県に出て行ってしまおうという話を聞きますので、長野県に魅力がないのかなとも考えてしまいます。ただ私は、長野県から出たことはありませんし、長野県が大好きで大好きでたまらないのですが、やはり若い世代からすると価値観も違います。遠くで働きたいと言いながら出て行くスタッフも多いです。やはりここも食い止めなければいけないと思っています。

考慮すべきことの ですが、これが一番重要です。最低賃金が上昇しても、やはり長い時間働けない、8時間働けないとなってくると、短時間に業務が集中してしまいますし、欲しいときだけ来てもらって、要らないときは要らない

となります。そういった働き方よりは、しっかり働いてもらってしっかり給料を持って行ってもらいたいというのが本音です。

最後に、第5の「長野県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について」です。コロナの話は今までもさせていただきましたが、どうしても不特定多数の方と交わる機会が多い企業でありますので、スタッフは本当に戦々恐々としながら業務をしています。その中でも、やはり毎日元気な顔をして来てくれるパートがいっぱいいます。自分たちが落ち込んでいても仕方がないと言うパートもいっぱいいます。そういったパートを見ていますと、やはり今の最低賃金で本当に十分なのかどうか、クエスチョンマークがたくさん出るところなのです。

今回、この貴重な場に出ささせていただき、ぜひとも長野県最低賃金 1,000 円の早期達成をお願いしたいと思って、今日は参りました。

今日はありがとうございます。以上になります。

岩崎会長

ありがとうございました。

では、只今のご意見について、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

岩崎（恵）委員

意見陳述、大変ありがとうございました。流通、小売りという、本当に社会を支える、無くてはならない職場で、本当に日々、コロナも含めて色々な不安にさいなまれているパートで働く皆さんの切実な声をいただいたと受け止めております。

質問ですが、賃金についてということで、先ほど補足ということでご説明をいただいたのですが、こちらにある月給の部分というのは、労働組合に加入している社員さんということで受け止めました。そうすると新入社員さんで入られている方はきっと違う賃金かと思ったりしているのですが、例えば、高校卒業で御社に入られていらっしゃる方の初任給とか、そうしたものを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

柳原書記長

新卒の社員ですが、4月1日から入りまして3カ月間試用期間ということで7月まで働いてもらいますが、7月以降は全員長野県 A・コープの労働組合に加入していただいております。

初任給は、高校卒業の方でたしか 16 万、大卒で 18 万だったと思います。なかなか今のご時世でその金額で来てもらえるのかというのは不安なところなのですが、今のところ毎年募集に応じて来ていただいておりますし、特に女性の方が多いです。男性より女性の方のほうが、長く続いているような状況でご

ざいます。

岩崎会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、ありがとうございますました。

次に、使用者側といたしまして、長野県タクシー協会の滝川哲也さんから意見陳述をお願いいたします。

滝川会長

改めましてこんにちは、長野県タクシー協会会長の滝川と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

早速ですけれども、意見の文書と添付の表に沿いまして申し上げます。

このたび、この新型コロナウイルスによる影響は、当タクシー協会におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベントなどの中止、テレワークの推進、外出の自粛要請等々によりまして、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。

別紙にあります表のとおり、長野県の会員事業者 103 社の輸送実績の集計はご覧のとおりであります。4月、5月の前年同日比となっておりますが、正しくは4月、5月の前年同月比です。7割弱、ほぼほぼ7割の減少となっております。特に多くの事業者において、歩合給という賃金制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしております、当然ながら、その不足分は事業者が全額負担せねばならない状況であります。会員への調査を実施しましたところ、3月の給与で最低賃金の補填額が1,670万円ほどありました。4月になりますと、それが約4,500万円、5月はもっと増えまして、5,558万円余りと、先ほどの3カ月間の減収に加えまして、最低賃金補填額が今後の経営に重くのしかかってくるものと思います。地域公共交通機関であるタクシー事業経営の地盤を揺るがしかねない、惨憺たる結果を現状招いております。

事態の収束が見通せないどころか拡大の一步をたどっています。タクシー事業者はこうした状況の中、雇用調整助成金をはじめ、各種の支援金、あるいは法的費用の支払い猶予、なかんずく緊急特定の金融機関からの借り入れなどによりまして、何とかそれらを活用しながら、運転者の雇用を継続しつつ、一方で、国民のため、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国交省、国からの事業継続要請を受けて、日夜必死に努力を続けております。

しかしながら、これ以上の支払能力はないといっているものと思います。つきましては、審議会でのこの審議におきましては、最低賃金法第9条の趣旨、その中でも特に第2項の本来の事業の支払能力、これらを十分ご斟酌を賜りまして、この業界の現状を理解していただき、最低賃金の引き上げを何としても今回は示さぬよう、強く要望いたしたいと思ひます。

慎重の上に慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、意見陳述といたします。ありがとうございました。

岩崎会長

ありがとうございました。

では、只今のご意見につきまして、ご質問がおありでしたらお願いいたします。

山口委員

ご丁寧な説明ありがとうございました。

1点お伺いしたいのですが、大変ご苦労されていることは私どもも重々理解させていただいたところでございます。それぞれの企業において、国の施策を中心に、様々な支援事業、助成金の活用などをいただいているかとも思いますが、十分に機能しておりますでしょうか。何かお気づきの点などございますでしょうか。例えば、申請などに苦労されているとか、今の制度の中で何かもっとお願いをしたいことなどはございませんでしょうか。

滝川会長

過去に例のない出来事だったので、行政もそうだと思うのですが、非常に最初は戸惑いがありまして、特に雇用調整助成金の手続上では、何回か行ったり来たりを繰り返しながら、当初はそんなことをやっておりました。けれども、今、2回目、3回目となってきましたと非常にスムーズに行えております。それ以外の支援金等も大変ありがたく、現在このタクシー事業者が継続しているというのは、まさにそのたまものと思っております。

そうは言いましても、まだまだウイルスによる影響というのは今後も継続していくものと思われまます。そんなこともありまして、今月、長野県にも色々ご要望を申し上げまして、何とかご理解を賜ったということもありました。また、さらに、違うメニューを我々も考えていけなくていけないということで、行政と一緒に色々なことを取り組み始めているところであります。

中村委員

商工会連合会の中村と申します。

ご意見の中に最低賃金補填額とありますが、これは公的な助成ではなく、従業員さんの賃金について、会社側として補填している額かと思われまますけれども、ご説明をお願いいたします。

滝川会長

おっしゃるとおりです。この中にありますように、基本的に賃金というのは歩合給という制度をとっている業者が非常に多いのです。売上がこのようにガ

クンと減っております中で、その中で歩合給という形になりますと、働く時間に対して歩合給となりますので、その分最低賃金を割ってしまうわけです。その割れた部分について、当然ながら補填していくという形になりますので、その額が3月、4月、5月とこの金額になっております。これは当然助成対象のものではありません。

中村委員

分かりました。

もう一点、2月以降廃業の会社というのはございましたでしょうか。あるいは今後懸念されているような状況というのはおありとお思いでしょうか。

滝川会長

はい。2月以降では中信のほうで1社廃業しております。この先どうかというのは非常に予断を許さない状況ではありますけれども、今のところ具体的なことは耳にしておりません。

中村委員

ありがとうございました。

岩崎会長

他にいかがでしょうか。

岩崎（恵）委員

意見陳述ありがとうございました。

大変厳しい業界ということをかねてよりお聞きしております。実地のほうでも数年前に行かせていただいたところもあり、色々と賃金の制度も含めて、タクシー業界が抱える課題は非常に大きいということを実感しております。

1点、新聞報道の中でしか私は知らないのですが、やはり人手不足や様々な厳しい業界のそうしたところの対策で、タクシー料金を値上げすることになったけれども、それを見送った部分があって、消費増税の分しか値上げできずに、本来もっとこの金額を値上げするとなっていたのがだいぶずれ込んで許可されたというようなことを新聞報道で知ったのです。そうした部分というのも、本来だったらきちんと値上げされて、それが軌道に乗っていけば今の賃金に関する部分とかも改善されてきたり、業績の部分も改善されるようなところだと思っております。そこにコロナも来てしまったというところがあるのかとか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

本来8月から値上げがあれば、もう少し良かったのではないかと思ったものですから、お願いします。

滝川会長

よくご存じで敬服いたしました。おっしゃるように、昨年長野県のタクシー運賃は、運賃改定ということで随分長い間手続を踏んで、昨年10月1日の消費税増税と同時に運賃改定も実施するということですが、去年はほぼ決まっていたのです。ところが、1カ月前になりまして、急遽見送りという形で、それはそれで色々な物語があったのですが、よもやの見送りということで、10月1日の運賃改定はできませんでした。

その時に、ご案内のように台風19号が10月半ば頃長野県に随分被害をもたらしまして、そんなこんなもありまして、大変な状況を経まして、年明け2月1日から運賃改定を実施していいということで、国交省のほうから認可が下りました。10年以上かかった運賃の据え置きが、ようやく2月1日からの改定にこぎ着けたというところであります。それが2月1日でございます。そこから1カ月経過するかしないかのところで、ご案内のように2月は後半からコロナウイルスの脅威にさらされて現在まで来ておるわけでありまして。ですから、運賃改定のしていない地方においては、たぶんこの状況ですと非常に厳しい部分があるのだらうと思います。

長野県は、先ほど申し上げましたように7割の減少を見ておりますが、それでも運賃の改定を2月にやっておりますので、それがなければもっとひどい状況に陥っていたのではなかろうかと思えます。

ではどのくらいのパーセントかというのはなかなか難しいのですが、お手元の表のパーセントのほうです。3月は対前年比マイナス33.2%、4月はマイナス66.5%、5月はマイナス68.9%となっており、例えば3月では、輸送人員が対前年比マイナス38.6%、運送収入がマイナス33.2%ということでありまして、この差ぐらいが運賃改定の効果という気がいたします。

そんなところでよろしいでしょうか。

岩崎会長

他に、いかがでしょうか。

水本委員

先ほど中村委員からお話があったのですが、再度確認です。この数字の2020年5月、収入が3億2,300万円おありになったということですが、このうちの5,500万強が最低賃金額の補填といったところに割り振られたという理解でよろしいでしょうか。

滝川会長

そうですね。当然これで全て賄えているかというのももちろんそうではないのですが、取りあえずこの中からというのが基本です。

水本委員

いずれにしる収入から割り振られたということですか。

滝川会長

おっしゃるとおりです。

水本委員

今年はコロナの関係があったのですが、タクシー協会さんからは毎年最低賃金を抑えてくれという要望書が来ているわけです。こういった減少については、昨年以前にもおありになったかどうか、そこだけ教えていただければと思います。

滝川会長

このような最低賃金の補填額が、大きく経営にのしかかってきたということは過去に例は全くありません。

水本委員

補填されたということはあったということですか。金額がわずかであったとしても。

滝川会長

その種の統計は特にありませんが、それによって事業の継続が困難になるということは、楽ではありませんけれども、今まではなかったかと思います。

水本委員

ありがとうございました。

岩崎会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<「特になし」の声あり>

岩崎会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、関係労使からの意見聴取は終わりいたします。ありがとうございました。

岩崎会長

続いて、議題4「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）」に入ります。

事務局から説明願います。

大日方室長

それでは、平成2年度地域別最低賃金額改定の目安について説明いたします。
資料 No. 6 をご覧ください。

令和2年7月22日付、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣へ答申されたものでございます。答申文の「記」以下を読み上げたいと思います。

< 資料番号6「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」
の記以下を朗読 >

大日方室長

以上が答申でございますけれども、答申文の文中に引用されております別紙1の公益委員見解、及び別紙2の目安小委員会報告について説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、まず別紙1の公益委員見解でございます。項目の1といたしまして、令和2年度地域別最低賃金については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業 小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するとされております。

また、公益委員見解をまとめるに当たって、目安小委員会での審議については、大きな項目の2の(1)の から まで、次のページに続きますけれども、これまでの要素を総合的に勘案し、検討が行われたことが記載されております。

さらにもう一枚めくっていただきまして、別紙2でございますが、目安小委員会報告でございます。この大きな項目の2に「労働者側見解」、めくっていただいて3に「使用者側見解」として主張内容がまとめられておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

なお、資料 No. 7 をご覧いただければと思いますけれども、こちらにつきましては、目安小委員会で配布された資料の抜粋、これを添付しておりますので、審議会委員の皆さまにおかれましては、審議の参考資料としていただければと存じます。

岩崎会長

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、何かご質問等々ございませうか。よろしいですか。

< 「はい」の声あり >

岩崎会長

では次に、議題5その他に入ります。労働者代表委員、何かございますか。

< 「特になし」の声あり >

岩崎会長

使用者代表委員はいかがでしょうか。

< 「特になし」の声あり >

岩崎会長

なければ念のために、今後の日程について事務局からご報告をお願いいたします。

大日方室長

特段現時点で日程の変更がないため、資料は配布してございませんが、確認のため口頭でお伝えいたします。

本総会后、午後2時40分を予定しておりましたが、現在既に経過しておりますので、これから休憩を挟んで、この場所におきまして、第1回県最低賃金専門部会を開催する予定としております。

続いて7月30日午後2時から、第2回県最低賃金専門部会。8月4日午前10時から第3回県最低賃金専門部会。8月5日午前10時から第4回県最低賃金専門部会。これは予備日として取ってあるものでございます。8月5日午後3時から第3回総会。この総会におきましては、県最低賃金の答申をいただき、特定最低賃金の必要性の諮問を行う予定としてございます。

続きまして8月17日午前10時半から第2回特定最低賃金検討小委員会。8月21日午前10時半から第4回総会、ここでは県最低賃金の異議申し立てに対する審議を行う予定です。それと特定最低賃金の必要性の答申、特定最低賃金改正諮問を予定してございます。

委員の皆様方にはお忙しいところ恐縮でございますが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、正式通知につきましては、後日送付させていただきたいと思っております。

岩崎会長

ありがとうございました。

では、ほかに何かございましょうか。

< 「特になし」の声あり >

岩崎会長

では、本日はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

